

3 時間帯別電灯（eタイム3）^{スリー}〔Mプラン〕
（選択約款）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

3 時間帯別電灯(e タイム³)〔Mプラン〕

I 本 則

1 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、4（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、契約容量が7キロボルトアンペアまたは8キロボルトアンペアで、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の3時間帯別電灯〔Mプラン〕（2026年4月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契 約 容 量

契約容量は、原則として実施細目2（契約容量）にもとづき定めます。

4 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 午 後 時 間

毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。

(2) 朝 晩 時 間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(3) 夜 間 時 間

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金の合計から、(3)のMプラン割引額を差し引いたものいたします。

ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

1 契約につき	6,040 円 00 銭
---------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後時間

1 キロワット時につき	51 円 10 銭
-------------	-----------

ロ 朝晩時間

1 キロワット時につき	43 円 69 銭
-------------	-----------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 82 銭
-------------	-----------

(3) Mプラン割引額

Mプラン割引額は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の

Mプラン割引額は、(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計といたします。

1 契約につき	440 円 00 銭
---------	------------

6 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 そ の 他

- (1) 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
ただし、Mプラン割引額（契約容量を変更したことのみにより料金を日割りする場合の Mプラン割引額を除きます。）の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、本則 4（時間帯区分）に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であり、契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアで、次のいずれかに該当し、お客さまがこの選択約款の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、本則 1（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この選択約款を適用いたします。

- (1) 2017 年 3 月 31 日以前から供給設備を設置し、2017 年 4 月 1 日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、新たに電気を使用される場合
- (2) 供給約款の従量電灯と選択約款の深夜電力 B、深夜電力 C もしくは深夜電力 D とを 1 需要場所においてあわせて契約しているお客さま、または選択約款の時間帯別電灯もしくはピーク抑制型時間帯別電灯のお客さまが契約種別を変更される場合

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。